

新監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年7月2日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	風間 ルミ子
同	竹内 功

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（平成 29 年 3 月 27 日監査委員訓令第 1 号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

西蒲区役所、財務部、政策企画部

(2) 対象事務

平成 31 年 4 月から令和 2 年 2 月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

内部統制対象事務において、内部統制が有効に整備・運用されているかについて、重点的に調査を実施する。

(2) 事務事業全般

事務事業の執行において、経済性、効率性、有効性に問題はないか。

事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

(7) その他

監査対象課別に固有リスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施する。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

(2) 実施日程

令和2年3月12日～令和2年7月2日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

監査にあたってみられた、特に注意すべき事務処理誤り等（総件数39件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（9件）

- ・督促状の未発送
- ・納入通知書の発送遅延

イ 現金取扱事務に関すること（2件）

- ・手書き納付書の連番管理の未徹底
- ・ゴミ袋の不適切な在庫管理

ウ 支出事務に関すること（9件）

- ・週休日振替に伴う時間外勤務手当支給誤り
- ・支払事務の遅延

- エ 契約事務に関すること（４件）
 - ・見積合わせの未実施
 - ・契約書の誤り
- オ 指定管理事務に関すること（３件）
 - ・再委託手続き漏れ
- カ 補助金・負担金に関すること（１件）
 - ・申請内容の確認誤り
- キ 財産管理事務に関すること（９件）
 - ・使用料等の算定誤り
 - ・減免処理等の事務手続き誤り
- ク 内部統制に関すること（１件）
 - ・マニュアルの未整備
- ケ その他（１件）
 - ・起案添付文書の保存誤り